日 薬 業 発 第 317 号 令和 7 年 11 月 20 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会副会長森昌平

在日外国人向け資料「マイナンバーカードの健康保険証利用について」の 多言語対応について(周知依頼)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほかから、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

在日外国人向け資料「マイナンバーカードの健康保険証利用について」につきましては、令和7年2月25日付け日薬業発第449号にてお知らせしたところですが、今般、在日外国人向け資料を改訂するとともに、韓国語や中国語等、合計15言語に追加で対応したとのことです。

当該資料につきましては、厚生労働省ホームページからダウンロードしてご活用いただけます。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

○My Number Card as your Health Insurance Certificate 厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > My Number Card as your Health Insurance Certificate (Information for Foreign Residents)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51604.html

別記関係団体 御中

厚生 労働 省保 険 局保 険 課厚生労働省保険局国民健康保険課厚生労働省保険局高齢者医療課厚生労働省保険局医療介護連携政策課

在日外国人向け資料「マイナンバーカードの健康保険証利用について」の 多言語対応について(周知依頼)

健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」 という。)の利用促進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御 礼申し上げます。

令和6年12月2日から従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、その 後はマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。

在日外国人に関しても、一定の要件に該当する場合には、公的医療保険の加入対象者となり、取得したマイナンバーカードをマイナ保険証として医療機関・薬局で利用することが可能です。

そのため、先般、マイナ保険証の概要等に関する日本語版・英語版の資料を作成のうえ、「在日外国人向け資料「マイナンバーカードの健康保険証利用について」(周知依頼)」(令和7年2月18日厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療介護連携政策課事務連絡)を発出したところですが、今般、当該資料を改訂するとともに、韓国語や中国語等、以下に記載の合計15言語に追加で対応いたしました。

また、当該資料は厚生労働省ホームページ「在日外国人向け マイナ保険証のご案内」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51604.html) に掲載しており、ダウンロードしてご活用いただけます。

つきましては、当該資料「マイナンバーカードの健康保険証利用について」 について、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願 いいたします。

<対応言語>

日本語・英語・韓国語・中国語(簡体字)・中国語(繁体字)・スペイン語・ ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・ネパール語・タイ 語・ミャンマー語・クメール語・モンゴル語